

F I C ベース株式会社等補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、市が出資するF I Cベース株式会社（設立段階を含む。以下「株式会社等」という。）に対し、市が補助金を交付することにより株式会社等の健全な運営を促進し、もって茨木のまちの活性化を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2 補助の対象となる団体は、株式会社等とする。

(補助対象経費)

第3 補助の対象となる経費は、株式会社等の活動に要する経費のうち交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費以外の経費とする。

(補助金額)

第4 補助額は、予算の範囲内で、補助対象経費の合計額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分がある場合にあっては、補助対象経費の合計額から当該控除できる部分の額及び当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額（第11において「仕入控除税額」という。）を控除した額。）から市長が認めた収入の額を差し引いた額とする。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする株式会社等は、F I Cベース株式会社等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて補助金を決定し、株式会社等に対しF I Cベース株式会社等補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(補助金の交付請求)

第7 第6の補助金の交付決定通知書を受けた株式会社等は、F I Cベース株式会社等補助金概算払請求書（様式第3号）を市長に提出し、概算払の

請求をすることができる。

(補助金の交付)

第8 市長は、第7の規定による補助金の概算払の請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、株式会社等に補助金を交付する。

(実績報告)

第9 補助金の交付の決定を受けた株式会社等は、年度終了後、F I Cベース株式会社等補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定等)

第10 市長は、第9の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、F I Cベース株式会社等補助金確定通知書(様式第5号)により株式会社等に通知する。

(補助金の精算等)

第11 第10の補助金確定通知書を受けた株式会社等は、当該補助金について、精算の手続きを行わなければならない。この場合において、第8の規定により概算払で交付を受けた補助金額の額が確定額を超過するときは、当該超過額を指定された期日までに返還しなければならない。

2 第10の補助金確定通知書を受けた株式会社等は、仕入控除税額が生じたことにより補助金の額が減額される場合にあっては、当該減額される額に相当する額を返還しなければならない。

(立入検査)

第12 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、株式会社等の事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第13 補助金の交付を受けた株式会社等は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

2 補助金の交付を受けた株式会社等は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第14 補助金の交付を受けた株式会社等は、当該補助金の交付を受けた年度に係る事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(剰余金の処分の制限)

第15 補助金を原資とする剰余金を市長の承認を受けないで株主への配当のために用いてはならない。

(取得財産等の処分の制限)

第16 補助金の交付を受けた株式会社等は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（次項において「取得財産等」という。）を、市長の承認を受けないで補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。ただし、原価償却資産の耐用年数等に係る省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間を経過したときは、この限りでない。

2 市長は、補助金の交付を受けた株式会社等が市長の承認を得て取得財産等を処分することにより収入があった場合には、交付した補助金の範囲内において、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(補助の取消し等)

第17 市長は、補助金の交付を受ける株式会社等あるいは受けた株式会社等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第18 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、令和元年8月5日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年3月9日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後のF I Cベース株式会社等補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和8年2月2日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第14の規定は、令和8年2月2日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。

様式第1号（第5関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
会社名
代表者名

印

（自署の場合は押印不要）

F I C ベース株式会社等補助金交付申請書

F I C ベース株式会社等補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象の内容

2 交付申請額 円

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

様式第2号（第6関係）

茨木市指令 第 号

所在地
会社名
代表者名

様

F I C ベース株式会社等補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の F I C ベース株式会社等補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第3号（第7関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地
会社名
代表者名

印

F I C ベース株式会社等補助金概算払請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった F I C ベース株式会社等補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象の内容

2 金 額 円

様式第4号（第9関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地

会社名

代表者名

印

（自署の場合は押印不要）

F I C ベース株式会社等補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた補助金に係る年度が終了したので、次のとおり報告します。

1 補助対象の内容

2 補助金交付決定額 円

3 添付書類

(1)

(2)

様式第5号（第10関係）

茨木市指令 第 号

所在地
会社名
代表者名 様

F I C ベース株式会社等補助金確定通知書

年 月 日付け F I C ベース株式会社等補助金実績報告書を審査の結果、F I C ベース株式会社等補助金を次のとおり確定します。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |
| 3 | 精算額 | 円 |

年 月 日

茨木市長

印